

別記

## 産業廃棄物処理委託特記事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、「令」という。）第6条の2第4号（第6条の6第2号の規定による準用を含む。）に規定する委託契約に含まれるべき事項及び委託契約書に添付すべき書面は、次のとおりとする。ただし、令第6条の6第2号の規定による準用の場合は、「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」と読み替えるものとする。

### 第1 委託する産業廃棄物の種類及び数量

種類	数量
汚泥（ごみ混じり）	212t

### 第2 産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

事業場の名称：

所在地：

### 第3 産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

### 第4 産業廃棄物の処分（最終処分を除く。）を委託するときは、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力（再生を含む）

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

### 第5－1 委託契約の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第5－2 発注者が受注者に支払う料金 (税抜き)

種類	処分に関する委託単価
汚泥（ごみ混じり）	円／t

第5－3 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

(1) 産業廃棄物の処理にあたっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

(2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。

なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。

(3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開確認番号を発注者へ提示すること。

(4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

第5－4 受注者が産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を受けた者である場合は、その事業の範囲

受注者の事業範囲については、別添産業廃棄物収集運搬業許可証又は産業廃棄物処分業許可証の写しのとおり

第5－5 産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受注者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替えを行わない。

第5－6 発注者の有する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

性状：農業用水施設等清掃業務ほかにより回収された汚泥

荷姿：側溝清掃車積み

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項

支障なし

ハ 他の産業廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項

支障なし

ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

(1)廃パソコンコンピュータ、(2)廃ユニット形エアコンディショナー、(3)廃テレビジョン受信、  
(4)廃電子レンジ、(5)廃衣類乾燥機、(6)廃電気冷蔵庫、(7)廃電気洗濯機

該当なし

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

該当なし

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

特記なし

第5－7 委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項

速やかに文書で通知する。

第5－8 受託業務終了時の受注者の発注者への報告に関する事項

受注者は産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し発注者に提出する業務終了報告書は、受渡確認票（「情報処理センター」への入力により最終処分日が記載されているもの。）で終了報告を伝える。

※ただし、第5－3（1）の事由で紙マニュフェストを使用する場合は、受渡確認票の代わりにマニフェストD票、E票を添付すること。

第5－9 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

（1）受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬、又は処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬、又は処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができる。

（2）発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第6－1 産業廃棄物の運搬に係る委託契約書には次の書類を添付すること

該当なし

第6－2 産業廃棄物の処分又は再生に係る委託契約書には次の書類を添付すること

産業廃棄物処分業許可証の写し